

報 告 第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 6 号

訴えの提起について

学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えを、次のとおり提起する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月26日

新居浜市長 石川 勝 行

- |   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 事 件 名         | 学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求事件   |
| 2 | 当 事 者         |   |
|   | (1) 原 告       | 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）  |
|   | (2) 被 告       | 児童の保護者2人 別紙のとおり   |
| 3 | 訴 え の 主 旨     | 被告に対し、未払学校給食費等の支払を求める。  |
| 4 | 対 象 と す る 金 額 | 未払学校給食費について、別紙のとおり  |
| 5 | 事 件 の 内 容     | 新居浜市は、学校給食費滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、支払督促の申立てを行った。この支払督促に対し督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ、被告に対する学校給食費等の支払の請求について、訴訟手続に移行することとなったもの |